

国際人権（自由権）規約に基づき提出された 第4回日本政府報告書に対する日弁連報告書

第2章 外国人・少数者問題

I 在日韓国・朝鮮人と少数民族の権利（規約27条）

A. 結論と提言

日本政府は、在日韓国・朝鮮人を始めとする日本在住の外国人について、これらの人々が規約27条の少数民族であることを認めず、「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利」を認めることなく放置していることは、規約27条に違反するものであり、直ちに是正措置がとられるべきである。

B. 国際人権（自由権）規約委員会の懸念事項・勧告内容

国際人権（自由権）規約委員会は、第3回報告書審査において、「在日韓国・朝鮮人が少数者に関する日本政府の概念から除外されていることを留意し、これを懸念するものである。少数者の概念を、締約国の国籍をもつ者に限定しない規約からみて、このことは正当化されない。」と述べ（コメント15項）、日本政府に対して懸念を表明している。

C. 政府の対応と第4回政府報告書の記述（和文56頁、英文99—100頁）

第4回政府報告書は、規約27条（少数者の権利）に関して、「アイヌの人々に関する施策」に言及するのみで（和文56頁）、在日韓国・朝鮮人を始めとして、日本に在留し少数民族を構成する在日外国人については何らの報告を行ってはいない。この事実は、日本政府が、未だに在日韓国・朝鮮人を含む在日外国人を規約27条の「少数者」の概念に含めていないことを示している。

もとより、国際人権（自由権）規約委員会の前記コメントに対して、何らの具体的措置もとってはいない。

D. 日弁連の意見

1996年12月末日現在の国籍別外国人登録者数によれば、「韓国・朝鮮」は、657,159人にのぼっており、他方、帰化によって日本国籍を保有する韓国・朝鮮人は現在約20万人に及んでいる。このように、日本国には、約85万人を超える韓国・朝鮮民族が居住しており、彼（女）らは、その国籍のいかんを問わず、規約27条が保障する民族的少数者として、「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利」を保有する人々である。

日本政府は、「少数者」の概念について、日本国籍を保有する「アイヌ民族」のみを摘示しているが、このことは、日本に居住する韓国・朝鮮民族を無視するのみか、少数者は「国民又は市民である必要がないばかりでなく、永住者である必要もない。」とする国際人権（自由権）規約委員会の少数民族の権利に関する一般的意見23（5.2項）をも無視するものであって、明らかに規約27条に違反している。

そして、日本政府の規約27条に関する報告の姿勢は、第1に、日本に居住する韓国・朝鮮人の多くが、法制度の差別や民族的偏見に基づく社会的差別のために、民族名を名乗って働き、生活するといった



VI 人身保護法の不備（規約9条）

A. 結論と提言

我が国の人身保護法の下位規範である人身保護規則第4条は、人身保護請求をなし得る場合を身体拘束権限の不存在ないし著しい手続違反が顕著な場合に限定し、かつ、厳格な補充性の要件を定めているため、人身保護法がhabeas corpusの機能を果たすことを妨げている。それゆえ、人身保護規則第4条はhabeas corpusによる不当な身体拘束からの救済を求め得る権利を保障した規約9条4項に違反する。

政府は、速やかに人身保護規則第4条を廃止すべきである。

B. 国際人権（自由権）規約委員会の懸念事項・勧告内容

国際人権（自由権）規約委員会の審査において、人身保護法制について直接の議論はなされていないが、刑事被疑者の身体拘束を巡って集中的な議論がなされており、不当な身体拘束からの救済方法も議論の射程に入っている。委員会は、刑事手続に関し、規約9条、10条および14条の諸規定が完全には遵守されていないことに懸念を表明し（コメント13項）、「公判前の手続が、規約のすべての要件に適合するように」勧告した（コメント19項）。

C. 政府の対応と第4回政府報告書の記述

政府は、人身保護法制の改善に向けた措置は何も取っていない。政府レポートにおいて、身体拘束からの救済手段として勾留の執行停止については記載があるが、人身保護法についての記載はない。

D. 日弁連の意見

(1) 我が国においても、新憲法の制定に伴い、habeas corpusの制度を継受し、1948年、人身保護法を制定した。この法律自体が、救済の対象を「法律上正当な手続によらないで身体の自由を拘束されている者」に限定し、実体的な不当拘束を救済の対象から除外した点で問題があるが、更に、その下位規範である人身保護規則第4条は、救済の対象を「拘束又は拘束に関する裁判若しくは処分がその権限なしにされ又は法令の定める方式若しくは手続に著しく違反していることが顕著である場合」に限定し、「他に救済の目的を達するのに適当な方法があるときはその方法によって相当の期間内に救済の目的が達せられないことが明白でなければ、これを行うことができない。」と定めた。

その結果、人身保護法の制定当初期待されていた刑事事件におけるhabeas corpusの機能はついに発揮されることがなく、今日においては、わずかに、幼児の引渡請求事件など外観上、身体拘束が「権限なしになされていることが顕著」である場合にのみ利用されているに過ぎない。

(2) 日弁連は1992年2月、精神病院における不当拘禁からの救済手段として人身保護法制を調査した結果、人身保護規則第4条が、我が国の人身保護制度を英米法のhabeas corpusから全く異質なものに変容させていること、規則自体が規約9条4項に違反すると考えられること、この規則があるため人身保護請求が本来活用されることが期待される分野で実効性のないものとなっていることを確認し、以下のとおり、緊急の提言をした（1992年2月人身保護法制に関する調査報告書）。



(a) 人身保護規則第4条を全面的に廃止すること。

(b) 仮に全面的に廃止できないとしても、明白性及び顕著性の要件を廃止して救済の要件を緩和すること及び補充性の要件を緩和して人身保護請求による救済の機会を広げること。

(3) しかし、政府は上記緊急提言を無視したまま、何らの改善措置も取っていない。人身保護法の本来の目的であるhabeas corpusによる不当な身体拘束からの救済を実現するために、規約9条4項違反の状態は速やかに是正されなければならない。

Ⅶ 弁護人の面会 接見指定制度（規約14条）

A. 結論と提言

捜査機関が弁護人に対して、被疑者との接見の日時・場所・時間を指定することを認める刑事訴訟法39条3項は規約14条3項(b)及び(d)に違反する。よって、政府は、この規定を削除すべきである。

B. 国際人権（自由権）規約委員会の懸念事項、勧告内容

第3回政府報告書審査において、被疑者の問題は代用監獄に議論の中心があった。したがって、弁護人に対する接見指定の問題も代用監獄における長期間の取調べ中に弁護人の接見が制限されている状況があるとして問題になった(*35)。

そして、国際人権（自由権）規約委員会は、コメント13項で、「公判前の勾留が捜査活動上必要とされる場合以外においても行われていること、勾留が迅速かつ効果的に裁判所の管理下に置かれることがなく、警察の管理下に委ねられていること、取調べはほとんどの場合に被勾留者の弁護人の立会いの下でなされておらず、取調べの時間を制限する規定が存在しないこと、そして、代用監獄制度が警察と別個の官庁の管理下にないこと、である。さらに、弁護人は、弁護の準備を可能とする警察記録にあるすべての関係資料にアクセスする権利を有していない。」ことを懸念し、コメント19項で、「規約9条、10条及び14条が完全に適用されることを保障する目的で、当委員会は、公判前の手続及び代用監獄制度が、規約のすべての要件に適合するようにされなければならないこと、また、特に、弁護の準備のための便宜に関するすべての保障が遵守されなければならないこと。」を勧告した。

C. 政府の対応と第4回政府報告書の記述（和文29-31頁、英文48-52頁）

日本国政府は刑事訴訟法39条3項を削除することはもとより、何ら接見指定制度を改善する措置も取らなかった。

政府報告書では刑事訴訟法39条3項は規約10条に関する報告として記載されているが、日弁連は刑事訴訟法39条3項は規約14条3項(b)(d)に関する問題であると考える。

政府報告書は接見交通権につき「憲法第34条前段及び刑事訴訟法第39条1項において認められているものであり、憲法の本質と抵触しない限りにおいては、制限を受ける。」その制限される場合は、「刑事訴訟法第39条3項に基づく接見指定権の行使によるもの及び被疑者を勾留している施設の管理上の必要に基づくものがある。」と述べる。

